

## 船橋市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領

船橋市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の一部を改正する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 貸付事務（第2条—第12条）

第3章 償還事務（第13条—第22条）

第4章 滞納者に対する措置（第23条—第31条）

第5章 諸変更（第32条—第34条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成15年船橋市規則第69号。以下「細則」という。）によるもののほか、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金（以下「福祉資金」という。）の貸付業務に関し必要な事項を定める。

第2章 貸付事務

（貸付けの相談）

第2条 福祉資金の貸付けを受けようとする者から相談を受けたときは、面接等を行い、本貸付制度の趣旨、償還義務及び必要な手続きについて説明し、資金用途及び相談者の生活収支状況等について聞き取りを行う。その上で、次の各号に定める事項について確認し、福祉資金の貸付申請が適当と認められる場合は、申請に必要な書類について指導するものとする。

(1) 申請資格の有無

(2) 連帯保証人の資格の有無

(3) 資金の種類及び金額の適否

2 連帯借主が加わる貸付けにおいては、その者と面接等を行い、進学等の意思、目的を確認し、併せて借主同様に償還義務があることを了知させるものとする。

3 連帯保証人が加わる貸付けにおいては、連帯保証人へ電話等により保証意思を確認し、その責務を了知させるものとする。

4 修学資金、就学支度資金については、政令第7条第3号及び第11号、第31条の5第3号及び第11号、第36条第3号及び11号規定する大学等修

学支援の申請状況について確認を行うものとする。

(貸付けの申請)

第3条 細則第2条第16号、第13条第16号、第15条第16号に規定するその他市長が必要があると認める書類は別表第1のとおりとする。なお、別表第1に定める書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

- 2 連帯保証人に関する事項は別表第2のとおりとする。
- 3 就学支度資金、修学資金及び修業資金については、修学(修業)先が決定する前に申請(以下「予約申請」という。)することができる。
- 4 予約申請をする者は第1項に規定する申請書類に加えて、母子・父子・寡婦福祉資金予約申請申出書(別添様式6号)を市長へ提出するものとする。

(貸付審査会)

第4条 福祉資金の貸付申請を受けたときは、貸付審査会を開催し、別表第3に定める基準により、貸付けの適否を審査するものとする。

- 2 貸付審査会の構成員はこども家庭支援課長、同課長補佐、担当係長、福祉資金担当職員、母子・父子自立支援員その他市長が必要と認めた者とする。
- 3 貸付審査会における審査の結果については、母子・父子・寡婦福祉資金審査表(別添様式第7号)に記録するものとする。

(貸付けの決定)

第5条 母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書(細則第9号様式)には償還原票を添付し、借主、連帯借主及び連帯保証人(以下「借主等」という。)に通知するものとする。

- 2 第3条第3項に規定する予約申請であって、合格通知書等の提出を条件とした決定(以下「仮決定」という。)を行ったときは、母子・父子・寡婦福祉資金予約申請仮決定通知書(別添様式第8号)により、借主等に通知するものとする。
- 3 前項による仮決定を行ったものについては、修学(修業)先の決定後、母子・父子・寡婦福祉資金予約申請修学(修業)先決定届(別添様式第9号)及び合格通知書の写しの提出をもって貸付けを決定し、改めて第1項に規定する通知を行うものとする。なお、貸付け決定の前に予約申請した貸付けを辞退する場合は、母子・父子・寡婦福祉資金予約申請取り下げ書(別添様式第10号)を提出するものとする。

(資金の交付)

第6条 資金の交付を受けようとする者は、資金の交付に係る請求書を提出するものとする。

- 2 細則第5条に規定する借用書及び適正な請求書を受理したときは、船橋市

予算会計規則(平成26年船橋市規則第59号。以下「予算会計規則」という。)に基づき資金を交付するものとする。

3 資金の交付は、次の各号に定めるところにより行う。ただし、次の各号に規定する交付日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日に交付する。

- (1) 継続して貸付ける資金の第1回目については、貸付開始月が4月から9月までの場合は貸付開始月から9月までの分を、貸付開始月が10月から3月までの場合は貸付開始月から3月までの分をそれぞれの貸付開始月の15日に交付する。ただし、貸付開始月が借用書を受理した日の属する月より前の場合は借用書を受理した月又はその翌月の15日に交付する。
- (2) 継続して貸付ける資金の第2回目以降については、4月から9月までの分を4月10日に、10月から翌年3月までの分を10月1日に交付する。
- (3) 一括で貸付ける資金については、借用書を受理した月の翌月15日までに交付する。
- (4) 資金の目的に鑑み早急に資金を交付する必要があると認められる場合は、前3号の規定によらず随時交付することができる。

4 修学資金等、継続的に貸付けを行う場合においては、年度ごとに在学証明書等の提出により修学等の事実を確認し、資金の交付を行う。

5 借主が正当な理由なく、在学証明書等の提出をしない場合においては、在学証明書等が提出されるまで資金の交付を差し止めることができる。

(資金交付後の調査)

第7条 市長は資金の交付後、当該貸付金が適正に使用されたことを確認するため、必要に応じて調査を行うものとし、借主は、求めに応じ調査に必要な書類を提出しなければならない。

(貸付けの継続)

第8条 細則第8条第1項(細則第14条又は第16条において準用する場合を含む。)に規定する母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付申請書(細則第22号様式)を提出する者は、次の書類を添付するものとする。

- (1) 母子・父子・寡婦福祉資金借主資格喪失届(細則第20号様式)
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届(細則第21号様式)及び戸籍謄本その他必要と認める書類

(貸付けの増額又は期間延長)

第9条 細則第8条第2項(細則第14条又は第16条において準用する場合を含む。)に規定する増額又は期間延長の申請ができる場合は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 申請時に比べ経済的に困難な状態となったとき。
  - (2) 修学資金又は修業資金について、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなったとき。
  - (3) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書（細則第23号様式）又は母子・父子・寡婦福祉資金貸付期間延長申請書（細則第24号様式）には、申請理由を証する書類を添付するものとする。
- （貸付けの停止）
- 第10条 細則第7条第2項（細則第14条又は第16条において準用する場合を含む。）に規定する母子・父子・寡婦福祉資金借主資格喪失届の提出があった場合は、その事実を確認のうえ、貸付停止の処理を行うものとする。
- 2 政令第12条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に該当する借主が母子・父子・寡婦福祉資金借主資格喪失届を提出しない場合、市長は職権により当該事実を確認し、貸付停止の処理を行うことができる。
- 3 貸付停止の処理を行った場合にあっては、市長は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止通知書（別添様式第11号）により借主等に対して通知し、償還方法の変更について、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付停止に伴う改定について（別添様式第12号）により借主等に通知するものとする。
- （貸付けの辞退又は減額）
- 第11条 細則第9条（細則第14条又は第16条において準用する場合を含む。）に規定する母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書（細則第27号様式）の提出があった場合は、貸付辞退又は減額の処理を行うものとする。
- 2 貸付辞退又は減額により償還方法の変更が生じる場合については、市長は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付辞退（減額）に伴う改定について（別添様式第13号）により借主等に通知するものとする。
- （貸付決定の取り消し）
- 第12条 貸付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該決定を取り消すことができるものとし、取り消した場合は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定取消通知書（別添様式第14号）により、借主等に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なく借用書の提出を著しく怠ったとき。
  - (2) 著しい虚偽の申請又は事実の隠蔽をしたことが判明したとき。
  - (3) 貸付の前提となる事実がなくなったことを確認したとき。

### 第3章 償還事務

(取り扱いの特例等)

第13条 修学資金（専修学校一般課程を除く。）の償還期間は原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 国公立学校の場合は、貸付ける期間の3倍に相当する期間。
- (2) 私立学校の場合は、貸付ける期間の4倍に相当する期間。

第14条 就学支度資金（小学校、中学校、専修学校一般課程及び修業施設を除く。以下本条において同じ。）の償還期間は、原則として、対象を同じくする修学資金を同時に貸付ける場合においては、当該修学資金と同一期間とし、就学支度資金単独で貸付ける場合においては、前条各号の貸付ける期間を就学する期間と読み替え準用する。

第15条 政令第8条第4項、第31条の6第4項及び第37条第4項に規定する償還を行う場合については、戻入にて処理をするものとする。なお、毎年度、大学等修学支援の金額及び給付日について確認を行い、同様の処理を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により政令に定める期限内に償還ができない場合については、政令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予を行うことができる。このとき、第21条の規定を準用する。

(据置期間の延長)

第16条 政令第8条第6項、第31条の6第6項、第37条第6項に規定する償還金の据置期間の延長を申請する者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還据置期間延長申請書（別添様式第15号）に市区町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類を添付し、据置期間が終了する前に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、据置期間延長の可否を決定し、母子・父子・寡婦福祉資金償還据置期間延長承認（不承認）通知書（別添様式第16号）により借主等に対して通知するものとする。

(償還開始の通知)

第17条 貸付けの終了後、償還が開始される月の前月までに、借主等に対して母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還開始のお知らせ（別添様式第17号）を送付するものとする。

(繰上償還)

第18条 政令第8条第3項、第31条の6第3項、第37条第3項に規定する繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別添様式第18号）を提出するものとする。

第19条 政令第8条第4項、第31条の6第4項及び第37条第4項に規定する償還をする者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金償還通知書（別添様式第

19号)により通知するものとする。

(償還方法の変更)

第20条 市長は細則第11条(細則第14条又は第16条において準用する場合を含む。)に規定する母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書(細則第30号様式)の提出を受けた時は、これを審査し、変更承認の可否を決定し、母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認(不承認)通知書(別添様式第20号)により借主等に対して通知するものとする。

(償還金の支払猶予)

第21条 細則第10条(細則第14条又は第16条において準用する場合を含む。)に規定する母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書(細則第29号様式)を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 災害の場合 市区町村長の発行する罹災証明書等
- (2) 盗難の場合 警察署長の発行する盗難証明書等
- (3) 借主又はその家族の疾病、負傷の場合 医師の診断書等
- (4) 高等学校等就学中の場合 在学証明書又は修業証明書
- (5) その他やむを得ない理由の場合 支払期日に支払うことが著しく困難であることを証する書類で市長が適当と認めるもの。

2 市長は前項の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、支払猶予の可否を決定し、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予承認(不承認)通知書(別添様式第21号)及び変更となった償還計画について、借主等に通知するものとする。

3 政令第19条第1項第1号(政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定による支払猶予の期間は最大で1年間とする。ただし、さらにその事由が継続し、特に必要がある場合については、改めて前2項による手続きを行い、猶予期間を延長することができる。

4 政令第19条第1項第2号(政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定による支払猶予の期間は当該就学等の終了までを限度とし、猶予期間中は年度ごとに在学証明書等の提出により修学等の事実を確認するものとする。

(償還完了)

第22条 償還が完了した(違約金がある場合は違約金が完納した)ときは、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還完了通知書(別添様式第22号)により借主等に対して通知し、借用書を返還するものとする。

第4章 滞納者に対する措置

(償還状況の通知)

第23条 償還期日を過ぎているにもかかわらず納付されていない償還金（以下「滞納金」という。）がある借主、連帯借主（以下「滞納者」という。）及び連帯保証人に対しては、償還状況の確認のため、年に1度、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還状況のお知らせ（別添様式第23号）を送付するものとする。

（督促）

第24条 償還金の全部又は一部が支払期日までに償還されない場合は、船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号。以下「債権管理条例」という。）に基づき督促状を送付し、納入履行の督促を行うものとする。

2 滞納者に対しては、適宜、電話等により納入の督促を行うものとする。なお、滞納者の所在が不明であるときは、転出先市区町村等への照会等により速やかに転居先の把握に努めるものとする。

（催告）

第25条 前条による督促を行ってもなお納入のない滞納者に対して、催告書（別添様式第24号）を送付するものとする。

2 催告書の送付によっても納入のない滞納者に対しては、面接又は家庭等への訪問を行い、償還についての指導を行うものとする。

（連帯保証人への指導依頼及び請求）

第26条 前条による催告を行ってもなお、納入のないものについては、連帯保証人に対して償還指導依頼通知（別添様式第25号）を送付し、納入履行の指導を依頼するものとする。

2 前項による通知を行い、相当の期間を経過してもなお納入のない場合は、債権管理条例に基づき連帯保証人に対して履行の請求を行うものとする。

（分割納付）

第27条 滞納者及び連帯保証人が即時に滞納金を納付することができないと見込まれる場合は、分割納付の指導を行うものとする。

2 滞納者又は連帯保証人から分割納付の申し出があった場合には、その状況について聞き取りを行い、状況に応じた納付指導を行うとともに、母子・父子・寡婦福祉資金償還計画確約書（別添様式第26号）を徴するように努めるものとする。

3 前2項により滞納金額を分割して納付している滞納者又は連帯保証人が、分割された金額の納付期限から2か月を経過した後においても分割納付を怠った場合、第25条に規定する催告により滞納金を一括請求できるものとする。

（違約金）

第28条 政令第17条（政令第31条の7又は第38条において準用する場

合を含む。)に規定する違約金は、延滞元利金額につき、年3%の割合をもって、納付期限の翌日から支払い当日まで(以下「滞納期間」という。)の日数により算出する。なお、滞納期間の起算点となる納付期限の翌日が平成27年3月31日以前、平成27年4月1日から令和2年3月31日であるときは、違約金の金額は、次の各号により算出した金額の合計によるものとする。

- (1) 延滞元利金額×0.1075×納付期限の翌日から平成27年3月31日までの日数÷365
- (2) 延滞元利金額×0.05×平成27年4月1日から令和2年3月31日までの日数÷365
- (3) 延滞元利金額×0.03×令和2年4月1日から支払当日までの経過日数÷365

2 前項により計算した違約金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(違約金の不徴収)

第29条 政令第17条(政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)に規定する災害その他やむを得ない理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害、盗難、傷病のため、償還金を納付期限までに支払うことができなかったと認められるとき。
- (2) 生活保護法の規定による保護を受けたとき、又はこれに準ずる状態であると認められるとき。
- (3) 誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、事業に失敗し又は不振となり、償還金を納付期限までに支払うことができなかったと認められるとき。
- (4) 失業等により生活が困難になったと認められるとき。
- (5) 借主及び連帯借主に償還能力が無く、借主又は連帯借主以外の者が償還金を支払った場合で、違約金を徴収することが困難であると認められるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

第30条 前条に規定する違約金不徴収の取扱いを受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金違約金不徴収申立書(別添様式第27号)に前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて提出するものとする。なお、当該書類を添付することが困難な場合には、福祉資金担当職員による事情聴取を行い、調査確認書(任意様式)を添付するものとする。

2 市長は前項の規定による申立てを受けた場合は、これを審査し、違約金不徴収の可否を決定し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金違約金不徴収可否決定通

知書（別添様式第28号）により借主等に通知するものとする。

（償還金の免除、債権放棄等）

第31条 福祉資金の償還免除、債権放棄については、法及び政令に特別の定めがある場合を除き、債権管理条例の定めるところによる。

## 第5章 諸変更

（氏名・住所の変更）

第32条 細則第6条第1項第1号に規定する氏名（住所）変更届には、変更後の氏名（住所）の記載のある次の書類の写しを添付するものとする。なお、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 官公署の発行した免許証
- (3) パスポート
- (4) 健康保険の資格確認書（住所記載のもの）
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 在留カード又は特別永住者証明書
- (7) その他市長が認める書類

（連帯保証人の変更）

第33条 細則第6条第1項第2号に規定する母子・父子・寡婦福祉資金借受保証人変更届（細則第13号様式）には新たな保証人の収入を明らかにする書類を添付するものとする。

2 事業開始資金又は事業継続資金の連帯保証人を変更する場合には、新たな連帯保証人の保証意思宣明公正証書を添付するものとする。

（休学）

第34条 細則第7条第1項に規定する休（復）学届（細則第19号様式）には休（復）学の事実を確認できる書類を添付するものとする。

2 休学したときは、休学の開始日の属する月の翌月から復学の日の属する月の前月までの間につき、修学資金の交付を停止するものとする。

3 復学したときは、復学した日の属する月から修学資金の交付を再開するものとする。

## 附則

（施行期日）

- 1 この要領は平成30年1月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 改正前に様式による届出は、当分の間この要領による改正後の様式によるものとみなす。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和2年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和3年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和5年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

#### 別表第1 申請書類

各資金共通	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者及び児童等に関する住民票（世帯全員分のもの、本籍が記載されているもの）</li><li>2 連帯保証人の住民票（本籍が記載されているもの）</li><li>3 申請者及び連帯保証人の職業等明細（別添様式第1号）</li><li>4 申請者及び連帯保証人の収入を明らかにする書類（源泉徴収票又は確定申告書の写し等）</li><li>5 申請者の市・県民税納税証明書</li><li>6 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書</li><li>7 申請者、連帯借主及び連帯保証人の個人情報に係る承諾書（別添様式第2号）</li><li>8 申請者又は連帯借主が外国人である場合、在留カード又は特</li></ol>
-------	---

	<p>別永住者証明書の写し</p> <p>9 その他審査に必要であると認められる書類</p> <p>※1 申請者が現に扶養する子のない寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦でない者の場合は、上記に加え、所得額のわかる書類。</p> <p>※2 児童が民法第877条第2項の規定による家庭裁判所の審判に基づく扶養関係にある場合は、その審判の判決謄本。</p> <p>※3 申請時に必要となる添付書類のうち、他機関の発行する証明書等については、概ね発行日より3か月以内のものとする。</p> <p>※4 複数の資金を同時に申請した場合は、一方に添付書類の元本を添付し、他方にはその写しを添付して差し支えない。</p>
事業開始 事業継続	<p>1 事業資金見積書（不動産賃貸・売買契約書写し・工物品見積書等）</p> <p>2 事業計画書（細則第2号様式）</p> <p>3 収支計画書及び投資計画書</p> <p>4 官公署の許認可書の写し（許認可を必要とする事業の場合。ただし、当該許認可を受けるための準備に福祉資金の貸付けが必要となる場合を除く。）</p> <p>5 事業実施に必要な資格を有することのわかる書類</p> <p>6 現事業を明らかにする書類（事業継続資金に限る。）</p> <p>7 連帯保証人の保証意思宣明公正証書</p>
修学	<p>1 在学証明書（入学前に申請する場合は入学許可証又は合格通知書）</p> <p>2 児童扶養手当が受けられなくなったことを証する書類（特例加算の場合）</p> <p>3 所得額のわかる書類</p> <p>4 修学（修業）先調書（細則第3号様式）</p>
技能習得	<p>1 知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し等</p> <p>2 数か月分をあわせて貸付を受けようとするときは、各種学校や養成施設等の入学時や年度初め等に必要となる額を証する書類</p> <p>3 技能習得先調書（細則第4号様式）</p>
修業	<p>1 知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し等</p>

	<p>2 児童扶養手当が受けられなくなったことを証する書類（特例加算の場合）</p> <p>3 修学（修業）先調書（細則第3号様式）</p>
就職支度	<p>1 使途見積書</p> <p>2 就職決定見込書（細則第5号様式）又は採用通知書</p>
医療介護	<p>医療を受けるのに必要な資金について貸付けを受けようとする場合</p> <p>（1）医療費の請求書又は領収書及び当該医療が行われた時期を明らかにする医師の証明書等（申請以前に受けた医療について貸付けを受ける場合）</p> <p>（2）所得税が非課税又はこれと同程度であることを明らかにする書類（特別貸付けの場合）</p> <p>（3）診断書（細則第6号様式）</p> <p>介護を受けるのに必要な資金について貸付けを受けようとする場合</p> <p>（1）介護に係る費用の総額及び利用者負担額を明らかにする書類</p> <p>（2）介護を受ける期間を確認できる書類</p>
生活	<p>1 生活費収支状況等申出書（別添様式第3号）</p> <p>2 自立計画等申出書（別添様式第4号）</p> <p>※1 医療を受けている期間中の貸付けを受ける場合（医療介護資金との併用貸付けを受ける場合を含む）は、1，2に加えて、医師の診断書等治療期間を確認できる書類</p> <p>※2 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付に係るサービスを受けている期間中の貸付けを受ける場合（医療介護資金との併用貸付けを受ける場合を含む）は、1，2に加えて、被保険者証の写し等介護を受ける期間を確認できる書類。</p> <p>※3 養育費取得に係る裁判等に要する費用に係る貸付けを受ける場合は、1，2に加えて、以下の書類。</p> <p>（1）弁護士への委任状の写し</p> <p>（2）訴訟提起に係る証明書等の写し</p> <p>（3）裁判等に要する費用の額を確認できる書類</p> <p>3 その他資金目的に応じて必要であると認められる書類</p>
住宅	<p>1 当該住宅の所有関係を明らかにする書類（登記事項証明書、固定資産税領収書等）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 住宅に関する計画書（細則第7号様式）</li> <li>3 工事見積書</li> <li>4 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）</li> <li>5 売買契約書の写し（新規購入の場合）</li> <li>6 市町村長の発行する罹災証明書（特例貸付けの場合）</li> <li>7 所有者の同意を必要とする場合はその同意書</li> </ul>
転宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 賃貸借契約書又は使用承認書の写し</li> <li>2 引越しの運送費用に当てる場合は、その見積書</li> </ul>
就学支度	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 入学通知書、合格通知書又は入学許可証の写し</li> <li>2 所得税が非課税又は、これと同程度であることを明らかにする書類（小学校又は中学校の場合）</li> <li>3 使途見積書</li> </ul>
結婚	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 結婚予定書（別添様式第5号）又は披露宴の予約申込書の写し等婚姻の予定を明らかにする書類</li> <li>2 使途見積書</li> </ul>

#### 別表第2 連帯保証人に関する事項

連帯保証人について	<p>債権の保全性に鑑み、福祉資金の貸付けを受けようとする者は原則として以下の要件を満たす連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人がいないことのみをもって貸付けないこととはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 保証能力があること。</li> <li>2 原則として申請者と同一生計に属する者でないこと。</li> <li>3 市内に住所を有すること（連帯借主が加わる場合を除く。）。 ただし、やむを得ない事情により市内に住所を有する連帯保証人が確保できない場合には、日本国内に住所を有すること。</li> <li>4 原則として、20歳以上65歳以下であること。</li> <li>5 資金の貸付けに関する利害関係者でないこと（申請者が配偶者のない女子又は男子が扶養する子である場合の当該配偶者のない女子又は男子を除く。）。</li> <li>6 保証意思が確実であること。</li> <li>7 債務整理中でないこと。</li> <li>8 外国人である場合には、前7号のほか、以下の全ての要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民基本台帳に登録されていること。</li> <li>イ 現住所に6か月以上居住していること。</li> </ul> </li> </ul>
-----------	--

	ウ 永住の見込があること。
--	---------------

別表第3 審査基準

各資金共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の年齢が原則として65歳未満であること（連帯借主が加わる場合を除く。）。</li> <li>2 申請者に市税の滞納がないこと（連帯借主が加わる場合であって、福祉資金の償還開始予定日までに滞納を解消する見込みが立っている場合を除く。）。</li> <li>3 他の借入金等を滞納していないこと。債務整理中でないこと。</li> <li>4 資金の貸付けによって借入目的を達成することができると見込まれること。</li> <li>5 申請者又は連帯借主が外国人である場合、以下の要件を全て満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 住民基本台帳に登録されていること。</li> <li>イ 現住所に6か月以上居住していること。</li> <li>ウ 永住の見込があること。</li> <li>エ 償還能力が十分あり、また確実な保証人が得られること。</li> </ol> </li> </ol>
事業開始 事業継続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が事業経営の主体であること。</li> <li>2 申請者が当該事業を行うための技術・経験・健康を有していること。</li> <li>3 事業計画に妥当性があること。なお、審査に資するため、中小企業診断士による経営診断を実施する。</li> <li>4 採算性があり、貸付けの効果が期待できること。</li> <li>5 許認可を必要とする事業において、当該許認可を受けている又は受ける見通しがあること。</li> <li>6 業種、事業内容、営業形態が社会的に見て妥当であること。</li> <li>7 必要な自己資金を有していること。 <p style="margin-left: 20px;">原則として、必要経費総額が貸付限度額を超える場合には、当該事業の必要経費総額と本資金との差額の50%の額、又は必要経費総額の10%の額のいずれか高い方の額以上の自己資金をおおむね有することを必要とする。また、必要経費総額が貸付限度額内である場合は、原則としてそのおおむね10%以上の自己資金を必要とする。</p> </li> <li>8 申請者が現住所に6か月以上継続して居住していること。</li> <li>9 原則として市内で事業を行うこと。</li> <li>10 事業開始後おおむね1年以上経過していること（事業継続</li> </ol>

	資金に限る。)
修学 就学支度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 修学資金及び就学支度資金の貸付けによって、就学に必要な資金に不足が生じない又は不足を補う手段があること。</li> <li>2 修学する者が修学についての意欲を有し、学業を修了できる見込みがあると認められること。</li> <li>3 外国への留学でないこと。</li> </ol>
技能習得 修業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技能習得又は修業の形態が一般就労と同様の状態ではないこと。</li> <li>2 自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能の習得であること（申請者の趣味等によるものでないこと）。</li> </ol>
就職支度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就職するにあたり、直接必要と認められる経費であること。</li> <li>2 自動車購入費用については、就労形態、居住地における公共交通機関の事情等から見て、自動車による通勤が必要であると認められること。</li> </ol>
医療介護	<p>(医療分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療を受けるために必要となる費用の自己負担分、通院に要する必要最小限の交通費及び医師が必要と認めたあん摩、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する費用等に充てるものであること。</li> <li>2 医療に要する費用の範囲が健康保険法等の給付によるもので、貸付けの対象となる疾病又は負傷について療養を要する期間が1年以内と見込まれること。</li> <li>3 貸付け申請以前において受けた医療については、特に貸付けが必要と認められる事情があること。なお、遡及期間は6か月を超えないこと。</li> <li>4 健康保険法等による医療費の自己負担分について、他制度による補填が行われる場合は、その補填後の自己負担額であること。</li> </ol> <p>(介護分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護を受けるために必要となる費用の自己負担分（食事標準負担額及び介護保険料を含む。）に充てるものであること。</li> <li>2 介護に要する費用の範囲が介護保険法の規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金で、貸付けの対象となる介護の期間が1年以内と見込まれること。</li> <li>3 介護保険法による介護費の自己負担分について、他制度による補填が行われる場合は、その補填後の自己負担額であること。</li> </ol>

生 活	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立の意欲があると認められること。</li> <li>2 生活の安定又は自立のために福祉資金の貸付けが効果的であると認められること。</li> </ol>
住 宅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修し、保全し、改築又は増築する際、あるいは住宅を建設又は購入する際に必要な経費に充てるものであること。</li> <li>2 新たに建設又は購入する住宅が、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等が自ら居住するため、自ら所有する住宅であり、建築基準法等関係法令に合致する適法な住宅であること。</li> <li>3 世帯員の状況、地域一般の住宅事情等に鑑み、不必要又は過大な増改築等でないこと。</li> <li>4 間貸しや店舗開設等のための増改築等でないこと。</li> <li>5 必要な自己資金を有していること。 原則として総工事費のおおむね10%の自己資金を必要とすること。ただし、災害等により緊急を要する場合はこの限りではない。</li> </ol>
転 宅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 転居先が市内であること。</li> <li>2 転居先に継続して居住すると見込まれること。</li> </ol>
結 婚	<p>母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が扶養している児童・子等が婚姻する際に必要とする挙式披露宴等のための経費、家具、什器等の購入費等について母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が負担する経費にあてられるものであること。</p>

様式第1号

母子・父子・寡婦福祉資金（申請者・連帯保証人）職業等明細

この明細書は申請者（の連帯保証人）についてのものであります。

勤務先	所在地			
	名称屋号			
	業種			
	規模 従業員	1人（本人のみ）	5人以下	10人以下
		20人以下	100人未満	100人以上
	※○でかこむ			
地位	1 個人経営の事業主    2 家業の手伝    3 会社社長    4 役員 5 常雇又は雇用期間1年以上の契約    6 1年未満の雇用契約 7 パートタイマー ※○でかこむ。 ※管理職等の場合は役職名を記入すること。			
職 種				
賃金等	1か月の総額（本給と手当の合計。ただしボーナスは含まない。） 事業主の場合は、総収入から事業用経費を引いた金額 <span style="float:right">円</span>			
この会社での勤続年数				

職業外の収入

1 年金又は児童扶養手当

1か月当り

名称 円  
円

2 年額200,000円を超えるものについて記入する

年額÷12月

名称 円  
円

賃金等と職業外の収入の合計金額

1か月

円

## 個人情報に係る承諾書

1 母子父子寡婦福祉資金貸付に係る事務の遂行にあたり必要があるときは、次の私の個人情報等について、船橋市が関係各機関に照会し、資料の取得を行い、事務の遂行に必要な範囲で利用することについて承諾します。

- (1) 住民票及び戸籍に関する情報
- (2) 地方税に関する情報
- (3) 生活保護の受給状況に関する情報
- (4) 教育機関等の在学状況に関する情報

2 市の債権について、履行遅滞となったときには、次の事項について承諾します。

- (1) 債権の保全上必要があると市長が認める場合において、市長の求めに応じて業務又は財産の情報について報告し、又は資料を提出すること。
- (2) 市の保有する私の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を市長が利用すること。
- (3) 市の保有しない私の情報のうち、債権の管理のために必要な情報につき市長が官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、生命保険会社その他機関若しくは私の雇用主その他の関係人に対して調査し、当該情報を利用すること。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生活費収支状況等申出書

申請者氏名		生計中心者氏名	(続柄)
申請者住所	現住所	〒	居住年数 年
	住民票住所	〒	
申請者勤務地		〒	勤務先年数 年
住居の状況	1 借家 名義人 2 借家 (一戸建て・アパート・マンション・公営住宅・公団・間借・その他) 契約期間 年 月から 年 月まで 3 その他 (親の家に同居、知人宅に同居、その他)		
生活保護の受給	有・現在申請中・無		
最近の収入・支出状況			
世帯の勤労による収入(前月分)		その他の最近の収入	
氏名	月収	備考	支出(前月分)
	円		児童扶養手当 月額 円 ( 年 月 円支給)
	円		家賃 円
	円		児童手当 月額 円 ( 年 月 円支給)
	円		食費 円
	円		年金 月額 円 ( 年 月 円支給)
	円		光熱水費 円
	円		養育費 月額 円 ( 年 月 円支給)
	円		教育費 円
	円		その他 月額 円 (具体的に)
	円		保険衛生費 円
備考欄に正社員・日々雇用等を記入すること。			その他(具体的に)
合計 円		合計 円(月額)	合計 円
特記事項			
今後の収入 見込み			
今後の支出 見込み			
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の生活資金の借入状況(借りたことのある方のみご記入ください。)			
借入先(県名等)	借入金(月額)①	借入期間②	合計借入金額①×②
	円	年 月から 年 月	円
	円	年 月から 年 月	円

自立計画等申出書

申請者氏名	
申請者住所	
現在の状況 (職業及び生活の状況)	
今後の方針 (生活内容・収入等の将来の見通し 現在無職の場合は就職活動・就職見込の内容等)	
償還計画 (他に借入金がある場合にはあわせて記入すること)	

様式第5号

結 婚 予 定 書

船 橋 市 長 あて

年 月 日

住所  
本人  
氏名

私は、下記の者と結婚する予定であります。

住所  
結婚の相手方  
氏名

結婚の予定期日 年 月 日

媒酌人 住所  
氏名

住所  
氏名

(注) 結婚につき媒酌人がいる場合は、所定欄に当該媒酌人が記名する。

	修学(修業) 先の名称		就学支度資金	修学(修業)資金
第1志望		申込金額	円	円 (月額 円)
		貸付期間		年 月から 年 月まで ( 年 月間)
		据置期間	年 月	年 月
		償還方法及び期間	1.年賦、2.半年賦、3.月賦 年 月から 年 月まで ( 年 月間)	1.年賦、2.半年賦、3.月賦 年 月から 年 月まで ( 年 月間)
第2志望		申込金額	円	円 (月額 円)
		貸付期間		年 月から 年 月まで ( 年 月間)
		据置期間	年 月	年 月
		償還方法及び期間	1.年賦、2.半年賦、3.月賦 年 月から 年 月まで ( 年 月間)	1.年賦、2.半年賦、3.月賦 年 月から 年 月まで ( 年 月間)
第3志望		申込金額	円	円 (月額 円)
		貸付期間		年 月から 年 月まで ( 年 月間)
		据置期間	年 月	年 月
		償還方法及び期間	1.年賦、2.半年賦、3.月賦 年 月から 年 月まで ( 年 月間)	1.年賦、2.半年賦、3.月賦 年 月から 年 月まで ( 年 月間)

上記のいずれかに修学(修業)することとなった場合、資金を借入りたいので、裏面の確認事項に同意の上、予約申請します。

年 月 日

貸付申請者 住所  
氏名 ⑩

連帯借主 住所  
氏名 ⑩

連帯保証人 住所  
氏名 ⑩

船橋市長 あて

(裏面)

予約申請にあたっての確認事項

1. 予約申請とは

新たに修学又は修業する場合に必要な資金の貸付けにあたり、貸付けの可否を事前に審査し結果を通知することで、資金計画の見通しを立てられるよう修学(修業)先の候補が決まった段階で事前に申請を受け付けるものです。

2. 申請方法について

予約申請をする場合には、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書及び必要書類と併せて、予約申請申出書(本書)を提出してください。

なお、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書の申込金額、貸付期間、据置期間、償還方法及び期間、修学又は修業先の名称の欄には「予約申請申出書記載」と記入してください。

3. 事前審査結果について

本書に記載の修学(修業)先のいずれかに修学(修業)することを前提に審査を行い、貸付けることを決定したときは予約申請仮決定通知書により、貸付けない旨を決定したときは貸付不承認決定通知書により貸付けの可否を通知します。

4. 正式決定について

3により貸付けることを決定したものについては、母子・父子・寡婦福祉資金予約申請修学(修業)先決定届及び合格通知書の写しの提出をもって貸付けを正式決定し、貸付決定通知書、借用書及び請求書を送付します。

5. 借用書等の提出について

貸付けが正式決定となった場合には、借用書に借主(申請者)、連帯借主、連帯保証人の署名、捺印(実印)の上、ご提出ください。

請求書には、借主の署名、捺印の上ご提出ください。

6. 資金の支払いについて

借用書及び請求書が提出され次第、以下の期日に指定口座へ資金を振り込みます。

・就学支度資金⇒原則として**貸付決定日(正式決定日)の翌月15日**。

(支払日の10日前までに借用書及び請求書の提出がない場合には上記日程に振り込みができません。)

・修学資金 ⇒**4月15日、10月1日に6か月分ずつ振り込みます**。

※支払日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その直前の土曜日、日曜日、祝日でない日に支払います。

※学校等への納入期限までの振込みをお約束するものではありません。ご自身で学校等への納入期限を確認し、間に合わない場合には事前に修学(修業)先の学校等へご相談ください。

7. 予約申請の取り下げについて

本書に記載の修学(修業)先に修学(修業)することをやめた場合又はその他の事情により予約申請を取り下げる場合には予約申請取り下げ書を提出してください。

様式第7号

母子・父子・寡婦福祉資金審査表( 年 月 日分)

名 件

受付 番号	貸付 番号	申請者 (住所・氏名・年齢)	家庭の状況			備考  家の形態 修業等先の名称	資金の 種類・期間・金額	償還方法	保証人の状況 (住所・氏名・職業・収入・間柄)	借入目的	貸付の 可否
		ひとり親(寡婦) 該当事由・年月日	続柄	氏名	職業及び月収		(月額 円 円)	償還期間		担当	
							資金 円 (月額 円)	年賦・半年賦・月 賦	住所 氏名 職業		
							年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	収入 間柄		
		必要経費総額 円			不足額 円	不足額の補填方法					
		貸付額 円									
							資金 円 (月額 円)	年賦・半年賦・月 賦	住所 氏名 職業		
							年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	収入 間柄		
		必要経費総額 円			不足額 円	不足額の補填方法					
		貸付額 円									
							資金 円 (月額 円)	年賦・半年賦・月 賦	住所 氏名 職業		
							年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	収入 間柄		
		必要経費総額 円			不足額 円	不足額の補填方法					
		貸付額 円									

第 年 月 日 号

様

船橋市長

母子・父子・寡婦福祉資金予約申請仮決定通知書

標記の件について下記のとおり仮決定しましたので通知します。

記

仮決定の内容

	修学(修業)先	仮決定金額	
		就学支度資金	修学(修業)資金
1		円	円 (月額 円)
2		円	円 (月額 円)
3		円	円 (月額 円)

上記のいずれかについて、以下の書類の提出をもって貸付けを決定します。

正式決定にあたり必要な書類

1. 母子・父子・寡婦福祉資金予約申請修学(修業)先決定届(様式第9号)
2. 修学(修業)先の合格通知書の写し

様式第9号

母子・父子・寡婦福祉資金予約申請修学（修業）先決定届

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所  
氏名 ⑩

連帯借主 氏名 ⑩

仮決定となっている母子・父子・寡婦福祉資金について、以下のとおり修学（修業）先が決定したので、貸付けを受けたく届け出ます。

決定した修学（修業）先

---

添付書類：合格通知書の写し

様式第10号

母子・父子・寡婦福祉資金予約申請取り下げ書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所  
氏名 ⑩

連帯借主 氏名 ⑩

予約申請をした母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを取り下げます。

1. 理由

様式第11号

第 年 月 日  
号

様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止通知書

年 月 日付けで貸付決定しました母子・父子・寡婦福祉  
資金については、下記のとおりこれを停止しますので通知します。

記

- 1 貸付番号
- 2 資金の種類
- 3 貸付停止期間 年 月 から 年 月 まで
- 4 理由

様

船橋市長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付停止に伴う改定について

福祉資金貸付金の貸付停止に伴い、償還方法を下記のとおり改めますので通知します。

記

貸付番号		資金の種類	
借主			
連帯借主			
連帯保証人			
当初貸付決定金額		既貸付済金額	
当初貸付決定期間	年 月 から	年 月 まで	年 ヶ月
既貸付済期間	年 月 から	年 月 まで	年 ヶ月
貸付停止期間	年 月 から	年 月 まで	年 ヶ月
貸付停止金額			
改定後	据置期間	年 月 から	年 月 まで 年 ヶ月
	償還期間	年 月 から	年 月 まで 年 ヶ月
	償還金額	元金 円	利子 円(利率 %・据置期間経過後)
		合計 円	
	償還方法	償還(償還回数 回) 1回あたりの償還金額 円 (最終回 円)	
	初回振替日	年 月 日	
納付期限 (口座振替日)	償還月の末日(12月のみ25日) 納付期限日が金融機関の休業日の場合、翌営業日となります。		

様

船橋市長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付辞退（減額）に伴う改定について

福祉資金貸付金の貸付辞退（減額）に伴い、償還方法を下記のとおり改めますので通知します。

記

貸付番号		資金の種類	
借主			
連帯借主			
連帯保証人			
当初貸付決定金額		既貸付済金額	
当初貸付決定期間	年 月 から	年 月 まで	年 ヶ月
既貸付済期間	年 月 から	年 月 まで	年 ヶ月
貸付辞退(減額)期間	年 月 から	年 月 まで	年 ヶ月
貸付辞退(減額)金額			
改定後	据置期間	年 月 から	年 月 まで 年 ヶ月
	償還期間	年 月 から	年 月 まで 年 ヶ月
	償還金額	元金 円	利子 円(利率 %・据置期間経過後)
		合計 円	
	償還方法	償還(償還回数 回) 1回あたりの償還金額 円 (最終回 円)	
	初回振替日	年 月 日	
納付期限 (口座振替日)	償還月の末日(12月のみ25日) 納付期限日が金融機関の休業日の場合、翌営業日となります。		

様式第14号

第 年 月 日  
号

様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定取消通知書

年 月 日付けで貸付決定しました母子・父子・寡婦福祉資金（ 資金・貸付番号 ）については、下記によりこれを取り消しましたので通知します。

記

貸付決定を取り消した理由

- 1 母子・父子・寡婦福祉資金借用書の提出を怠った。
- 2 貸付申請書に故意に偽りを記載し、又は事実を隠蔽した。
- 3 貸付けの前提となる事実がなくなった。

（上記の○印をした事項に該当したため。）

様式第15号

母子・父子・寡婦福祉資金償還据置期間延長申請書

年 月 日

船橋市長 あて

借主	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金償還据置期間の延長を申請します。

資金の種類

貸付年度

貸付番号

延長希望期間

年 月 日から  
年 月 日まで

延長を必要とする理由

様式第16号

第 年 月 日 号

様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金償還据置期間延長承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました 資金償還金の据置期間の延長については、下記のとおり承認（不承認）の決定をしましたので、通知します。

記

延長承認（不承認）期間	年	月	日	から
	年	月	日	まで

（不承認の理由）

様

船橋市長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還開始のお知らせ

下記の福祉資金の償還が、年 月 から始まりますのでお知らせします。つきましては、償還口座をご確認いただき、償還に遺漏のないようお願いいたします。

記

貸付番号		旧貸付番号		当初貸付番号	
資金の種類			貸付金額		
借主					
連帯借主					
連帯保証人					
償還金額	元金	円	利子	円(利率 %・据置期間経過後)	
	合計	円			
償還期間	年 月 から 年 月 まで 年 ヶ月				
償還方法	償還(償還回数 回) 1回あたりの償還金額 円(最終回 円)				
償還口座	銀行名	支店名		口座番号	
		名義人			
納付期限 (口座振替日)	償還月の末日(12月のみ25日) 納付期限日が金融機関の休業日の場合、翌営業日となります。 第1回振替日は 年 月 日 です。				
督促状について	納付期限日に口座振替不能の場合、再振替はできません。納付期限後日以内に送付される督促状兼納付書を使用し、金融機関の窓口にて納付してください。				
違約金について	納付期限日までに償還しなかったときは、延滞元利金額につき、年 %の割合をもって、納付期限日の翌日から納付当日までの経過日数に応じて算出された違約金が、別途徴収されます。				
変更届について	償還が完了するまでの期間中、住所・氏名を変更したときは、速やかに変更届をこども家庭支援課へ提出してください。				

第 年 月 日 号

様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還通知書

大学等における修学支援に関する法律に基づく支援を受けたことに伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の規定により、貸付金の償還が必要となりますので通知いたします。同封の納付書により納付期限までに金融機関窓口にてお支払いください。

記

貸付番号		資金の種類	
修学支援制度支援区分	第 区分	貸付金 (月額) ①	円
入学金減免額 (月額) 授業料減免額 (月額)	円	学資支給金 (月額)	円
減免額・学資支給金合計額 (月額) ②			円

償還すべき金額

所定額 ( 円) 注 - ②支援額合計 ( 円)

=③調整後の貸付金限度額 円

① 貸付金 (月額 円) - ③ 円

=償還すべき金額 (月額) 円

償還すべき金額 (全額) ( 年 月分 ~ 年 月分) _____ 円 納付期限 _____ 年 月 日 ※正当な理由なく、納付期限までに償還ができなかった場合については 年 %の違約金が別途徴収されます。
---

注 「所定額」とは、学校区分ごとの母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付金限度額をいう。

様式第20号

第 年 月 日  
号

様

船橋市長

母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金の償還方法の変更については、下記のとおり承認（不承認）の決定をいたしましたので、通知します。

記

資金の種類  
貸付番号  
変更後の償還方法

年 賦 ・ 半 年 賦 ・ 月 賦  
年 月 から 年 月 まで  
1回あたりの償還金額 円

(不承認の理由)

様式第 2 1 号

第 年 月 号  
年 月 日

様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予については、下記のとおり承認（不承認）の決定をいたしましたので通知します。

記

資金の種類  
貸付番号  
支払猶予金額

金 円

年 月 日 から

の償還分

年 月 日 まで

支払猶予期間

年 月 日 から

年 月間

年 月 日 まで

(不承認の理由)

第 年 月 日 号

様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還完了通知書

年度に貸付いたしました下記の 福祉資金の償還が完了しましたので、通知  
 します。

記

貸付番号		旧貸付番号		当初貸付番号	
貸付金の種類			貸付金額		
借主					
連帯借主					
連帯保証人					
貸付期間	年 月 から		年 月まで	年 ヶ月	
償還期間	年 月 から		年 月まで		
償還金額	元金	円			
	利子	円	(利率	%)	
	合計	円			
償還方法	賦償還(償還回数 回)				
償還完了日					
違約金額					
違約金不徴収金額					

様

船橋市長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還状況のお知らせ

年度に貸付した 福祉資金の償還状況は、 年 月 日現在下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

記

貸付番号		貸付年度		貸付の種類	
借主					
連帯借主					
連帯保証人					
償還金額	円	償還回数	回	償還月額	円 (最終回 円)

償還状況		内訳			
償還金額	円	元金	円	利子	円
償還済額	円	元金	円	利子	円
償還残額	円	滞納金額	円	納期未到来額	円

違約金額	円 ( 年 月 日現在)
------	--------------

滞納金額に対する納付計画	
--------------	--

様

船 橋 市 長

催 告 書

下記の 福祉資金の償還が、 年 月 日現在別紙一覧表のとおり滞っていますので、同封の納付書により、指定納期限までに滞納額を一括納付してください。

期限までに一括納付がない場合は、連帯保証人等に対しての請求手続きや、支払督促等の法的手続きをとることになりますので、速やかに納付するよう催告いたします。

なお、この催告書と行き違いで既に納付されている場合は、ご了承ください。

記

滞納額合計	円			
指定納期限	年 月 日			
貸付番号		旧貸付番号		当初貸付番号
貸付金の種類			貸付金額	
借主				
連帯借主				
連帯保証人				
償還金額	元金	円		
	利子	円	(利率	%)
	合計	円		
本来の償還期間	年 月 から 年 月まで 年 ヶ月			
本来の償還方法	償還(償還回数 回)			
	1回あたりの償還金額		円(最終回	円)

様式第 2 5 号

第 年 月 日

様

船 橋 市 長

償 還 指 導 依 頼 通 知

下記の 福祉資金の償還が、 年 月 日現在別添一覧表のとおり滞っており、借主等に対して督促及び催告を致しましたが、いまだに納入されておられません。

このまま借主等が納入しない場合は、連帯保証人に支払を請求することになりますので、借主等に対して、納入するように御指導願います。

また、本来納めるべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 %の割合で計算した金額が、違約金として別途徴収されますので、速やかに償還指導を行ってください。なお、この通知と行き違いに返済されている場合は、ご了承ください。

記

貸付番号		旧貸付番号		当初貸付番号	
貸付金の種類				貸付金額	
借主					
連帯借主					
連帯保証人					
償還金額	元金	円			
	利子	円	(利率 %)		
	合計	円			
本来の償還期間	年 月 から 年 月まで 年 ヶ月				
本来の償還方法	償還(償還回数 回)				
	1回あたりの償還金額 円(最終回 円)				
滞納額計	円( 年 月分まで)				

母子・父子・寡婦福祉資金償還計画確約書

私は、 福祉資金の滞納金 円について、下記のとおり完済することを確約します。

また、次の事項について承諾します。

- (1) 債権の保全上必要があると市長が認める場合において、市長の求めに応じて業務又は財産の情報について報告し、又は資料を提出すること。
- (2) 市の保有する当該債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報につき市長が官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、生命保険会社その他機関若しくは私の雇用主その他の関係人に対して調査し、当該情報を利用することについて、承諾すること。
- (3) 市の保有しない当該債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を市長が調査し、利用することについて、承諾すること。
- (4) 分割された金額の納付期限から2か月を経過した後においても分割納付を怠った場合、市が滞納金を一括請求できることについて、承諾すること。

年 月 日

船橋市長 あて

貸付番号

住所

氏名 ⑩

自宅電話番号 ( )

連絡先電話番号

1. 年 月 日まで一括して、 円を納入します。
2. 年 月 日から毎月 円を納入します。
3. その他（詳しく記入してください。）

---

---

---

---

---

---



様

船 橋 市 長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金違約金不徴収可否決定通知書

年 月 日付けで申立てのあった母子・父子・寡婦福祉資金貸付金違約金の不徴収については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 不徴収とする

貸 付 番 号	第	号
資 金 の 種 類		
不徴収と決定した違約金	合計	円

(内訳：別添母子・父子・寡婦福祉資金貸付台帳のとおり)

2 不徴収としない

理由